

理由

最近における内外の経済情勢等に対応するため、しょうが等の関税率の撤廃、輸出申告及び輸入申告に際しての提出書類の簡素化、外国貿易船に係る積荷に関する事項の報告制度の拡充、暫定関税率の適用期限の延長並びに再輸出されることを条件として関税等の免除を受けて輸入されるコンテナの国内運送への使用に係る条件の緩和等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。